

表1 一般病床と療養病床の配置基準と患者像

	一般病床	療養病床	(参考)介護療養型医療施設 (2024年3月で廃止)
根拠法	医療法(病院・診療所)		介護保険法
財源	医療保険		介護保険
概要	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 感染症、結核、精神疾患、長期療養を必要とする患者以外の患者が入院 ➢ 病床機能が高度急性期、急性期、回復期と多岐に渡るため、患者の状態像は多様 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 主として長期療養を必要とする患者が入院 ➢ 人工呼吸器、中心静脈栄養、酸素療法などの医療処置が必要な患者も少なくない 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 長期療養を必要とする要介護者に対し、医学的管理のもとにおける介護、必要な医療等を提供 ➢ 比較的容体の安定した人が中心 ➢ 咳痰吸引、経管栄養など日常的・継続的な医学管理
配 置 基 準	医師 看護職員 看護補助者 介護職員	16:1(3名以上) 3:1 なし なし	48:1(3名以上) 4:1 4:1 6:1
平均在院日数 ¹⁾	16.1日	141.5日	6:1

※ 医療療養病床の 5:1 看護配置を認める経過措置は 2024 年 3 月で終了予定

1) 平成 30(2018)年医療施設(動態)調査・病院報告

2) 介護施設における看護職員の配置基準と医療提供体制

主な介護施設の看護職員の配置基準と医療提供体制を表2に示す。

これらの施設は要介護者の「生活の場」であり、日常生活を支える介護・看護が提供されるため、医療機関と比べて看護職員の配置は少ない。夜勤は介護職員のみ、看護職員による夜間対応はオンコールという施設もある。

表2 主な介護施設の看護・介護職員の配置基準と医療提供体制

	介護 医療院	介護老人 保健施設	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護付き有料老人 ホーム(特定施設)
根拠法	介護保険法			
財源	介護保険			
概要	要介護高齢者 の長期療養・ 生活施設	要介護者にリハ ビリ等を提供し、 在宅復帰を目指 す施設	要介護者のための 生活施設	要介護者の日常生活の 世話等のサービス
看護・ 介護職員 配置基準	利用者: 看護職員 =6:1	利用者: 職員 =3:1	利用者:職員 =3:1	要介護者:職員 =3:1 (要支援者は 10:1)
看護職員 配置基準	利用者: 介護職員 =6:1	看護・介護職員 総数の2/7程度	30人以下:1人以上 31-50人以下:2人以上 51-130人以下:3人以上 131人以上: 3人 +利用者数が50人 またはその端数を増す ごとに1人	30人以下:1人以上 31人以上: 1人 +利用者数が50人 またはその端数を増す ごとに1人
医療提供 体制	・医師の常勤 配置あり ・看護職員の 夜勤あり	・医師の常勤 配置あり ・看護職員の 夜勤あり ・対応可能な 医療処置は 施設により様々	・医師は必要数 (非常勤可) ・外部の配置医が定期的 に診療 ・夜間の看護体制は オンコール	・医師の配置基準なし ・医療は外付け(通院ま たは訪問診療) ・夜間の看護体制は オンコール

自主点検表（高齢者福祉施設用）

実施できている項目に○を記載してください。

チェック項目：感染対策の基本		備考
(例)	玄関ロビーに手洗い啓発ポスターを掲示している	○
手指衛生	手洗い場にハンドソープとペーパータオルがある	
	アルコールベースの手指消毒剤を設置している、または携帯型手指消毒剤を持参している	
個人防護具	マスク、手袋、ガウン、目を守るためのゴーグルやアイシールド、フェイスシールド等がある	
	個人防護具の正しい着脱についての実技訓練を行っている	
環境整備	環境消毒用の次亜塩素酸ナトリウムや消毒用エタノール含有の清掃用ワイプがある	
3密を避ける	レクリエーションや食事の部屋、居室等入所者（または利用者）が密にならないよう、2m程度離している	
	職員の休憩室、更衣室、仮眠室において密にならないよう、時差勤務等工夫している	
換気	窓を開ける、強制換気を行う等換気をしている	
健康管理	【入所者（または利用者）】1日1回以上検温を行い温度版（熱型表等）に記載している	
	【職員】出勤前に検温している、体調が悪い時は出勤していない	
チェック項目：管理		備考
物品の確保	個人防護具、ハンドソープ、ペーパータオル、消毒剤、手指消毒剤等の在庫量を把握している	
	個人防護具、手指衛生物品を備蓄している	
	物資が不足した時の対応を決めている	
関係者の連絡先確認	感染症発生時に連絡をする保健所や関係先の連絡先を把握している	
チェック項目：発生時の対応		備考
発生時のシミュレーション	感染者発生時の個室隔離、生活空間の区分けを検討している	
	生活空間の区分けにより汚染区域が分かるように表示している	
	個人防護具を着る場所、脱ぐ場所を決めている（ゾーニング）	
	感染者や濃厚接触者と入所者（または利用者）の食事場所、生活場所、トイレ等を分けている	
	濃厚接触者等および他の入所者（または利用者）のケアを受け持つ担当者を分けている	
	職員が不足した場合、勤務体制の変更、応援職員派遣の対応がある	
検体採取場所	検体採取を行う場所を保健所と相談し決めている	
	検査する場所まで、濃厚接触者と他の入所者（または利用者）が接觸しないよう動線が分かれている	
	検体採取場所は、換気ができ採取後は環境消毒を行う準備がある	
面会制限・入館者管理	家族の面会名簿、出入りする外部業者等の名簿がある	
	流行時から面会制限を行っている	
	面会制限について入所者（または利用者）、家族へ説明している	
情報の共有	感染者が発生した場合の対策について入所者（または利用者）、家族、保健所、協力医療機関等と共有している	